

財団法人きょうと京北ふるさと公社から承認申請のあった農地利用集積円滑化事業規程について、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 11 条の 9 第 3 項の規定に基づき承認したので、同法第 11 条の 9 第 5 項の規定により公告し、農地利用集積円滑化事業規程を次のとおり縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 3 日

京都市長 門川大作

1 農地利用集積円滑化事業の種類

- ・ 農地所有者代理事業
- ・ 農地売買等事業
- ・ 研修等事業

2 農地利用集積円滑化事業の実施地域

京都市右京区京北の区域

3 縦覧期間

平成 22 年 12 月 3 日以降 2 週間備え置くこととする。

（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第 4 条により本市において「休日」と規定される日は除く。）

4 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

5 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局農林振興室農政企画課

（産業観光局農林振興室農政企画課）